

令和2年度国民健康保険料に関する変更点

賦課限度額の引上げ

医療分・介護分については、賦課限度額の引き上げを行いました。そのため、令和2年度保険料額において賦課限度額に到達されている世帯については、昨年度と世帯構成及び所得状況に変更がない場合でも、昨年度より保険料額が増額する場合があります。

平成31年度と令和2年度の賦課限度額の比較			
	平成31年度	令和2年度	増減
医療分の賦課限度額	61万円	63万円	+2万円
介護分の賦課限度額	16万円	17万円	+1万円

法定軽減制度の拡充

世帯の所得が一定以下の場合に保険料の均等割、平等割の軽減を行います。5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の判定を行う基準額を引き上げ、保険料軽減の対象世帯を拡大しました。

法定軽減に係る所得基準額		
軽減の種類	平成31年度基準額	令和2年度基準額
5割軽減	33万円+(28万円×被保険者数)	33万円+(28万5千円×被保険者数)
2割軽減	33万円+(51万円×被保険者数)	33万円+(52万円×被保険者数)